

2017年07月12日

# 意見陳述書

(原告番号 117) .

原告 加藤 聡

## 1.

私は岡山市内で税理士事務所を営む税理士です。妻と知的障害を持つ娘とともに、岡山で生活しております。平成5年から税理士事務所に勤務し、平成14年に税理士登録・開業しました。税務の世界に身をおいて24年ほどですが、その間、各種税法・商法・会社法・民法といった法律には日常的に触れており、時には労働法・不動産関係法や保険業法などの周辺業務に関連する法律にも立ち入る必要に迫られることも少なくありません。法律を扱うことは私の日々の業務そのものです。したがって、私は法律を尊重し、最高規範である日本国憲法を誇りに思いながら日々仕事をし、また妻や子どもと平和を享受しながら生活しています。

私は昭和37年の生まれですので、先の戦争について直接は知りません。しかし、終戦があと少し遅ければ特攻隊員として命を絶つていただろう父の体験を子どものころから幾度となく聞かされており、またイラン・イラク戦争や現在のシリア内戦などはリアルタイムに報道される映像を見てきており、戦争がもたらす無慈悲さや不条理さには身が震え、戦争を産業に利用しようとする勢力には腹立たしさを抑えきれません。

## 2.

政府の新安保法制の裁決の経緯は、立憲主義の根幹を揺るがす暴挙であり、法律を扱うことを生業としている私の存在理由を脅かすものであると感じています。憲法に基づく法律の明確な判

断基準が時の政府によって恣意的に解釈され、その解釈を国民に十分に説明することもなく、自分達に都合のいいように運用することがまかり通るならば、法律を扱う我々は自らの仕事に大きな不安を抱え、困惑し、拠り所を見失ってしまうのです。

『集団的自衛権は行使できない』というのがこれまでの我が国のコンセンサスであったはずで、自衛隊設立後から今に至るまで、歴代の政府見解も同様でした。このコンセンサスを180度ひっくり返す今回の政府見解は、解釈というものですらないと私は考えます。言うなれば黒を白という強弁でしかありません。何故なら、憲法学者のほとんどが違憲であると表明しているにもかかわらず、それらの見解については一顧だにしないという異常な主張であるからです。与党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授までもが違憲であると国会で意見表明されたことに対し、政府からの明確な説明や反論はありません。

私を取り扱っている税務分野では、各税法の実務上の運営指針として通達があります。通達は行政機関内部の文書であり、上級機関が下級機関に対して法令の解釈等を示すものですが、税務行政においては、納税者との係争結果等により、時としてその解釈を変える必要が生じます。その際は必ず元の法律が改定されます。このことは税理士である私にとっては当たり前の規範です。

このような手続きは、たとえ最高規範である憲法においても当然に必要であると考えます。

『集団的自衛権は行使できる』と憲法9条の解釈を変更して、国の軍事防衛政策の前提をそれまでの方針とは反対の方向へ導こうとするのであれば、憲法そのものを改正するしか方法は無いはずで、それをしないで政府の閣議決定でこれまでと真逆の解釈をし、手続的にも大きな問題を晒したまま強行に採決してしまうなど、およそ法治国家とは言い難い行為であり、断じて許されるものではありません。

無益な戦争を二度と起こさぬよう、諸外国との紛争において戦争と武力行使を放棄することを高らかに誓う憲法9条を戦後日本が守り通したことを、私は一日本人として誇りに思います。今では憲法9条の素晴らしさに感銘する外国人も増え、憲法9条そのものがノーベル平和賞の候補に挙がるまでになったことを我々は大いに喜ばなければならないでしょう。そして憲法を手荒に

扱おうとする輩にNOの意思をはっきりと示してやらねばなりません。

今、このような政府のやり方に抗議する意味でも、我々法律を扱うことを職業とするものが先頭に立って声を上げるべきだとの思いから、私は居ても立ってもいられず、本集団訴訟に原告として参加することを決めました。

### 3.

憲法96条により憲法改正権は主権者たる国民に定められています。上記のとおり政府は、国民の信を問うことなく、憲法9条の解釈を勝手に変え、『集団的自衛権』を認めました。今回の政府の憲法9条の解釈変更と新解釈に基づく新安保法制法の制定は、私が有している憲法改正権を侵害するものです。この政府の憲法解釈の変更と新安保法制法の強行採決により、日常的に法律を扱い、法を尊重し、遵守して来た私の人格権は否定され、私は多大な精神的苦痛を味わいました。

戦後生まれの私は勿論戦時中のことは知りません。しかし、今の政府のやり方を見ると、この国が時計の針を巻き戻すがごとく戦前に帰っていくようで、恐ろしくてなりません。これまでは平和国家として戦争を放棄していましたので、戦争に巻き込まれるとかテロの標的になるかもしれないなどは考えたこともありませんでした。しかし、新安保法制法の制定により戦争のできる国となれば、国民はテロの標的とされるかもしれません。私自身や家族・友人が戦争やそこから連鎖するテロの被害者となるかもしれないという不安は常にあります。

また、私の娘は知的障害を抱えています。戦争になったとき一番に切り捨てられるのが彼女のような障害を持つ人々です。これは過去の歴史からも明らかです。新安保法制は、物言えぬ彼等が戦争のために切り捨てられ、基本的人権すら守ってもらえない日が将来来るかもしれないと私に想像させることとなりました。これは父親として大きな恐怖であり、以来、心に苦痛と不安を抱き続けています。

4.

裁判所におかれましては、三権分立の機能を存分に発揮していただき、勇気をもって、政府の解釈は誤りであると、ここにはっきりと示していただきたいと思います。そうでなければ日本は法治国家とは名ばかりの独裁国家であることを世界に宣言することになってしまうでしょう。司法が生きていることを是非とも全国民に知らしめてください。

以上